

相続時精算課税制度徹底解説

～相続時精算課税により相続税の軽減効果が期待できる財産～ その7

シリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第七回目は、相続時精算課税による相続税の軽減効果が期待できる財産（その2）について解説します。

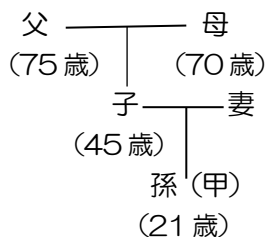
相続時精算課税を活用した贈与によって相続税負担の軽減効果が期待できる財産には、大きな果実を生む財産を贈与することです。贈与された財産には贈与税が課されますが、その財産から生じる収益については贈与税は課税されません。

そのため、大きな果実を生む財産を贈与すれば、贈与者に財産が蓄積することを防止することが期待されます。

そこで、大きな果実を生む財産を相続時精算課税で贈与する場合の相続税の軽減効果や、活用の留意点などを設例によって検証してみます。

【設例】 大きな果実を生む財産の贈与

1. 親族図



2. 父の財産（令和5年1月現在）

- ① 賃貸不動産 1億円（年間収支差額 +500万円）
- ② その他の財産 4億円
- ③ 財産の増減はないものとする
- ④ 父は12年後に死亡すると仮定

3. 相続時精算課税による贈与（令和5年2月に実行）

- ① 子へ賃貸不動産を贈与する
- ② 孫甲へ賃貸不動産を贈与する

4. 父の遺産分割

母は法定相続分（贈与があった場合には、なかったものとした金額（果実を除く）を基に計算する）を相続し、残余は子が相続する。

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	贈与なし		子へ精算課税で贈与		孫甲へ精算課税で贈与		
	母	子	母	子	母	子	孫甲
賃貸不動産	5,000	5,000	—	—	—	—	—
同上果実	3,000	3,000	—	—	—	—	—
その他の財産	20,000	20,000	25,000	15,000	25,000	15,000	—
相続時精算課税適用財産	—	—	—	10,000	—	—	10,000
課税価格	28,000	28,000	25,000	25,000	25,000	15,000	10,000
基礎控除額	4,200		4,200		4,200		
課税遺産総額	51,800		45,800		45,800		
相続税の総額	17,910		15,210		15,210		
各人の算出税額	8,955	8,955	7,605	7,605	7,605	4,563	3,042
相続税額の2割加算	—	—	—	—	—	—	608
配偶者の税額軽減	△8,955	—	△7,605	—	△7,605	—	—
相続時精算課税分の贈与税額免除	—	—	—	△1,500	—	—	△1,500
納付税額	0	8,955	0	6,105	0	4,563	2,150
合計（相続税+贈与税）	8,955		7,605		8,213		

贈与を行わなかった場合の相続税と、子へ相続時精算課税により贈与したときを比較すると、贈与したときの税負担が1,350万円（8,955万円－7,605万円）軽減されています。また、孫甲へ相続時精算課税により贈与した場合も、同様に742万円軽減されます。

さらに、毎年の所得税も父よりも受贈者の所得が低ければ毎年輕減されることになります。その上、第二次相続（母の相続）でも、母が相続する財産が少なくなることから、母の固有財産がないものと仮定して計算すると母の課税価格2.8億円に対する相続税が対策前は8,280万円となるのに対して、子へ相続時精算課税贈与を実行しておけば課税価格は2.5億円となり、相続税は6,930万円に軽減されます。（文責：山本和義）